

議案第46号

朝来市教育支援委員会条例制定について
朝来市教育支援委員会条例を別紙のとおり定める。

平成30年8月30日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

特別な支援を要する児童生徒の就学指導に関する必要な事項及び教育相談等の継続的な支援について調査、審議する機関を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市教育支援委員会条例

(設置)

第1条 特別な支援を要する児童生徒（以下「支援児童生徒」という。）の就学指導に関する必要な事項及び教育相談等の継続的な支援について調査、審議を行うため、朝来市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援児童生徒の特性に応じた就学指導に関すること。
- (2) 支援児童生徒に係る継続的な支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援児童生徒の適正就学に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 教育職員
- (3) 児童福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 専門部会は、専門的調査の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員	委員	年額	50,000円
----------	----	----	---------

」を

「

教育支援委員会	委員	日額	9,000円
スポーツ推進委員	委員	年額	50,000円

」に改

める。

議案第 46 号資料

朝来市教育支援委員会条例逐条解説

(設置)

第1条 特別な支援を要する児童生徒（以下「支援児童生徒」という。）の就学指導に関する必要な事項及び教育相談等の継続的な支援について調査、審議を行うため、朝来市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

【解説】

特別な支援を要する児童生徒の就学指導に関する必要な事項等について調査、審議する機関として朝来市教育支援委員会を設置することを定めるものです。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援児童生徒の特性に応じた就学指導に関すること。
- (2) 支援児童生徒に係る継続的な支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援児童生徒の適正就学に関すること。

【解説】

委員会の所掌事務を定めるものです。支援児童生徒の障害の状態等を勘案した就学指導や、就学後における障害の状態等の変化に対応した支援の在り方などについて調査、審議することを規定しています。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 教育職員
- (3) 児童福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員

【解説】

委員会の委員の人数及び構成を定めるものです。第2項の委員として、第1号では小児科医や精神科医などの医師を、第2号では市内の小・中学校及び特別支援学校の教育職員を、第3号では児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の職員を、第4号では兵庫県及び朝来市の児童福祉に携わる行政職員を想定しています。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【解説】

委員会の委員の任期等を定めるものです。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

委員会に委員長及び副委員長を置くこと等を定めるものです。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

【解説】

委員会の会議の運営等について定めるものです。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会は、専門的調査の結果を委員会に報告する。

【解説】

委員会に専門部会を置くことができることについて定めるものです。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

【解説】

委員会の庶務担当を定めるものです。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

委員会の委員の秘密の保持について定めるものです。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項については、別に定めることを規定するものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日について定めるものです。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

【解説】

この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成31年3月31日までとすることについて定めるものです。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

【解説】

この条例の施行後及び任期満了後、最初に開かれる委員会の会議の招集権者について定めるものです。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員	委員	年額	50,000円
----------	----	----	---------

」を

「

教育支援委員会	委員	日額	9,000円
スポーツ推進委員	委員	年額	50,000円

」に改める。

【解説】

委員会の委員は朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第1条に規定する委員会の委員等として、報酬及び費用弁償を支給することとして、同条例別表の報酬額表に教育支援委員会の項を加え、委員の報酬額を定めるものです。

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(附則第4項関係)

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
報酬額表				報酬額表			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
教育委員会	委員	年額	311,000円	教育委員会	委員	年額	311,000円
(略)				(略)			
スポーツ推進委員	委員	年額	50,000円	教育支援委員会	委員	日額	9,000円
(略)				スポーツ推進委員	委員	年額	50,000円
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員	月額	453,600円 以下		地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員	月額	453,600円 以下	
	日額	24,600円 以下			日額	24,600円 以下	
	時間額	2,700円 以下			時間額	2,700円 以下	